

介護保険利用料原則 2 割負担化やケアプラン有料化などの負担増計画の中止、 介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める意見書

現在、政府内で、介護保険制度の給付と負担について見直しの検討が進められている。

その中には、介護保険利用料の原則 2 割への引上げ、ケアマネージャーが作成するケアプランの有料化や要介護 1、2 の生活援助サービスを市町村が実施する総合事業へ移すなど、給付の削減・負担増を図る内容が盛り込まれている。

現状でも沖縄県における介護保険利用料と家族の生活は厳しく、これ以上の負担増や利用制限は全国平均よりも所得が低い、県民の生活を困苦に追い込むものになる。

ケアプランが有料になれば、介護保険サービスを減らしたり、介護保険そのものを利用できなくなることになりかねない。生活援助の削減は在宅での生活に困難をもたらす、家族の介護負担を増やすことに直結する。政府が掲げる「介護離職者ゼロ政策」にも反するものである。

また、介護現場では人手不足が一層深刻化しており、介護従事者の給与が全労働者平均給与よりも低い実態は依然として改善されていない。サービスの削減・負担増の見直しでは高齢者の生活を守り、支えることはできない。これから高齢化が一層進んでいく中、お金の心配をすることなく、必要な介護サービスを必要な時に利用できる制度への転換は全ての国民の願いである。

介護保険創設の原点に立ち戻り、高齢者の尊厳と生きる権利を守ることを前提に下記のとおり制度の抜本改善を求める。

記

- 1 介護保険利用料原則 2 割負担、ケアプランの有料化、要介護 1、2 の生活援助の総合事業への移行など、サービスの抑制や負担増につながる制度の見直しを行わないこと。
- 2 全ての介護従事者の賃金を大幅に引上げ、労働条件の抜本的改善を行うこと。
- 3 介護保険料、利用料負担の軽減を図ること。必要な時に必要なサービスを受けられるよう、制度の改善を図ること。
- 4 介護保険財政に対する国の負担割合を大幅に引上げること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和元年 9 月 27 日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣